

(外交防衛委員会)

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第七号) (衆議院送付) 要

旨

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の期末手当を改定する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される十二月期の期末手当の支給割合を百分の百六十五とする。

二、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び十二月期の期末手当の支給割合をそれぞれ百分の百六十七・五とする。

三、本法律は、公布の日から施行する。ただし、二については、令和三年四月一日から施行する。